

介護扶助に関するお願いについて

1. ケアプランの提出について

区分	対象となる場合	お願いする内容
新規	- 生活保護受給中の方が介護扶助を開始する場合 - 介護保険利用者が生活保護の受給を開始した場合	- ケアプランをご提出ください。 - ケアプランの右上に朱書きで「新規」とご記入のうえ、介護券が必要となる介護サービスおよび事業所に蛍光マーカーでの表示をお願いします。
更新	介護認定の更新を行った場合	- ケアプランをご提出ください。 - ケアプランの右上に朱書きで「更新」とご記入のうえ、介護券が必要となる介護サービスおよび事業所に蛍光マーカーでの表示をお願いします。
区分変更	区分変更申請を行った場合	- 区分変更申請日をお知らせください。当該月以降の介護券の発券を停止いたします。 - 区分変更の結果が出てから、ケアプランをご提出ください。ケアプランの右上に朱書きで「区分変更」とご記入のうえ、介護券が必要となる介護サービスおよび事業所に蛍光マーカーでの表示をお願いします。
追加	介護サービスの追加があった場合	<u>前月までの介護券に加えて、新たに発券が必要になる場合のみ</u>、ケアプランをご提出ください。 - ケアプランの右上に朱書きで「サービス追加」とご記入のうえ、追加した介護サービスおよび事業所に蛍光マーカーでの表示をお願いします。
削除	介護サービスの利用終了があった場合	<u>前月まで発券していた介護券が不要になる場合のみ</u>、ケアプランをご提出ください。 - ケアプランの右上に朱書きで「サービス削除」とご記入のうえ、削除した介護サービス名および事業所名を余白にご記入ください。
変更	介護サービス等の変更があった場合	<u>前月までの介護券の発券状況と変更になる場合のみ</u>、ケアプランをご提出ください。 - ケアプランの右上に朱書きで「サービス変更」とご記入のうえ、「追加」「削除」を参考に、終了分と追加分が分かるように、ケアプランをご提出ください。

※居宅療養管理指導における病院・歯科医院・薬局等は、「居宅療養管理指導：〇〇病院（〇〇歯科、〇〇薬局）」のようにご記入をお願いします。

※サービス事業者名に「地区名」「支店名」が付く場合は、省略せずにご記入をお願いします。

2. 利用票の提出について

今後、毎月の利用票のご提出は不要となります。

3. 介護保険証の写しの提出について

保険者が坂戸市以外の場合、介護保険被保険者証の写しのご提出もあわせてお願いいたします。